

(仮 訳)

プレス・リリース

2014年11月13日

金融安定理事会

**金融安定理事会が証券金融取引のグローバルなデータ収集・集計に関する
基準とプロセスを公表**

金融安定理事会（FSB）は、本日、「証券金融取引のグローバルなデータ収集・集計に関する基準とプロセス」と題する報告書を公表し、市中協議に付した。提案された基準とプロセスは、2013年8月に公表されたFSB報告書「証券貸借・レポ取引のシャドーバンキングリスクに対処するための政策提言」に示された政策提言に基づく。FSBは、国内/域内の当局に対して、金融安定上のリスクを特定し政策対応を講じるために、証券金融市场の適切なデータを収集すること、および、FSBが金融安定のグローバルなトレンドを評価するための集計を行うために国内/域内市場の集計データをFSBに提供すること、を提言している。

証券貸借取引やレポ取引といった証券金融取引は、様々な証券の価格発見と流通市場の流動性を支えるという極めて重要な役割を果たしている。証券金融取引は、金融仲介者のマーケットメイク活動及び様々な投資・リスク管理戦略の中心にある。しかしながら、こうした取引は、市場参加者がレバレッジを掛けたり、満期・流動性の変換を行ったりすることにも使われ得る。証券金融市场に関するデータ収集の強化は、当局がこれらの市場のトレンドや発展について、よりタイムリーかつ包括的に把握するために必要である。

市中協議文書で提案された基準とプロセスは、国内/域内当局が、金融安定上の目的からFSBに集計データとして報告することが求められるレポ取引、証券貸借取引、マージン・レンディングについてのデータ項目を定めている。また、市中協議文書は、報告者から国内/域内当局、次いで国内/域内当局からグローバルレベルへのデータ収集・伝達に関する、データ収集構造の問題についても記載している。国内/域内間のデータ収集の整合性、グローバル集計データの品質、および報告の枠組みの効率性を確保するため、国内/域内当局に対する6つの提言が提案されている。更に、集計データの利用可能性が論じられているほか、本イニシアチブの最終化に向けた今後のステップが示されている。

FSB は、市中協議の結果や市場参加者との更なる議論を踏まえて、2015 年末までに基準とプロセスの策定に関する作業を完了させる。それまでに FSB はグローバルなデータ収集・集計の実施期限を決定する。その後、市場の透明性を高めるため、グローバルな証券金融市場の集計データの公表について検討を行う。

提案されている基準とプロセスの策定にあたっては、FSB は市場参加者と緊密に連携をとっており、見解の共有のため、時間と労力を費やして頂いた市場参加者に御礼申し上げたい。

FSB 議長であるマーク・カーニーは、次のように述べている。「提案された基準は、当局が、幅広い市場参加者のための主要な資金調達市場の 1 つにおけるトレンドとリスクについて完全に理解することを確保するための重要なステップである。FSB が定める基準とプロセスに基づくグローバルなデータ収集と集計は、証券金融市場をより透明性の高い強靭な資金調達源へと変え、経済が必要としていることに、十分貢献するものとなるだろう。」

FSB 規制監督上の協調に関する常設委員会議長であるダニエル・タルーロは、次のように述べている。「タイムリーで包括的かつ整合性の取れたデータ収集は、当局がグローバルな証券金融市場におけるレバレッジの積増しやその他の金融安定上のリスクを特定するために必要不可欠である。提案された基準とプロセスの実施によって、当局は、証券金融取引から生じる金融安定上のリスクに効果的に対処する取組みを支えるモニタリングの枠組みの確立が可能となるだろう。」

市中協議文書に対するコメント

FSB は、提案された証券金融取引のグローバルなデータ収集・集計に関する基準とプロセスに対するコメントを歓迎する。設問に対するコメント及び返答は 2015 年 2 月 12 日までに fsb@bis.org 宛てに電子メール又は郵送（国際決済銀行方 FSB 事務局宛、CH-4002、バーゼル、スイス）にてお送り頂きたい。全てのコメントは、コメント提出者が特に機密の扱いを希望しない限り、FSB のウェブサイトにて公表される。

注記

2011 年 11 月のカンヌ・サミットにおいて、G20 の首脳は、最初の提言とそれらを更に発展させるための作業計画を示した FSB の報告書「シャドーバンキング：監視及び規制の強化」を承認した。これらの政策提言を策定するため、5 つ

の作業部会が設置された。FSB は 2013 年 8 月 29 日に「政策提言の概要」を公表し、シャドーバンキングに関連した金融安定上の懸念に対処するための FSB の全体的なアプローチ、公表時までに取られた措置及び次のステップを示した。同時に、FSB は、金融安定の目的から証券金融市場の透明性向上に関する提言を含む「証券貸借・レポ取引のシャドーバンキングのリスクに対処するための政策提言」を公表した。

加えて、FSB は、シャドーバンキングシステムにおける世界的な潮流とリスクを評価し、そして急速に発達しているノンバンクの金融活動および銀行類似のリスクをもたらす主体の早期発見を可能にするため、脆弱性評価に関する常設委員会が、年次の世界的なシャドーバンキング・モニタリング・エクセサイズを行っている。これらの年次モニタリング報告書は FSB のウェブサイトで閲覧可能である（2014 年版の報告書は 2014 年 10 月に公表された）。

「シャドーバンキングシステム」とは、「（完全に又は部分的に）通常の銀行システム外の主体又は活動による信用仲介」、又は端的にノンバンクによる信用仲介と広く記述することができる。そのような仲介は、適切に行われた場合には、銀行融資に代わる、実体経済活動を支える重要な手段となる。しかし、危機から得られた経験は、いくつかのノンバンク主体及び取引が、金融の安定に対して銀行類似のリスクをもたらすような形（短期の資金調達に基づく長期の信用提供やレバレッジ）で大規模に機能し得ることを示している。そのようなリスクの発生は、取引主体レベルで起こるかもしれないが、レバレッジと満期変換を段階的に発生させ、通常の銀行システムに対し様々な形でフィードバックを与えるといった、取引の連鎖を通じて生じる可能性もある。

銀行のように、レバレッジがかかっており、かつ満期変換を行う主体であるシャドーバンキングシステムは、取付け騒ぎに対して脆弱であり、かつ伝播リスクを生み出す可能性があるため、結果的にシステム・リスクを増幅させ得る。そのような活動はまた、手当てがなされない場合、信頼感が急上昇する間、信用供与と資産価格の上昇を加速させる一方で、信頼感の突然の低下に対して脆弱な信用チャネルを作り出すことにより、資産価格及び与信の急激な低下を引き起こしやすくし、プロシクリカリティを高める可能性がある。こうした効果は、2007 年から 2009 年にかけての、資産担保コマーシャルペーパー（ABCP）市場の混乱、ストラクチャード・インベストメント・ビークル（SIV）及びコンデュイット（導管）を用いた組成 - 販売モデルの失敗、MMF に対する取り付け騒ぎ及びレポ・証券貸借取引の取引条件の突然の見直しといった形で顕著に現れ

た。しかし、銀行は健全性規制及び他のセーフガードという十分整備されたシステムに服しているのに対し、シャドーバンキングシステムは、典型的にはより緩い監視の枠組みに服しているか、又は監視の枠組みに全く服していない。

FSB の作業の目的は、通常の銀行システム外で発生する金融安定に対する銀行類似のリスクに対処するため、そのようなリスクの発生と関係の無い持続可能なノンバンク金融といったモデルを阻害しないよう、シャドーバンキングが適切な監視及び規制に服することを確保することである。そのアプローチは、危機の最中に問題の根源であったものを出発点として、システムにとって重要な活動に焦点を当て、金融安定へのリスクと比例するものとなるよう設計されている。それはまた、急速に発達する銀行類似のリスクをもたらす新たな活動を早期に特定し、必要な場合に、それらのリスクに対処するための、シャドーバンキングシステムのモニタリングのためのプロセスを提供する。同時に、市場の相互連関性及びシャドーバンキングシステムの強力な適応能力を考慮すると、FSB は、この分野の提言は必然的に包括的なものでなければならないと考える。

FSB は、各国金融監督当局および国際基準設置主体の取組みの国際的水準での調和、実効的な規制、監督、その他金融の安定に資する政策実施の発展および促進のために創設された。FSB には、24 の国・地域の金融の安定に責任を有する当局と、金融に関する国際機関、業態毎の規制・監督当局の国際団体、中央銀行の専門家委員会が参加している。

FSB の議長はマーク・カーニー英中銀総裁であり、事務局はスイスのバーゼルの国際決済銀行内に置かれている。FSB についての詳細は、FSB のウェブサイトを参照されたい。